

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成27年12月4日（金） 10：02～10：18

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣）
岩城光英 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
馳浩 国務大臣（文部科学大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
森山裕 国務大臣（農林水産大臣）
林幹雄 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
丸川珠代 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
中谷元 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
高木毅 国務大臣（復興大臣）
河野太郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席：島尻安伊子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
遠藤利明 国務大臣
陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官
世耕弘成 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 6件
- 国会提出案件 2件
- 政令 7件
- 人事 3件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、萩生田副長官から御説明申し上げます。

○萩生田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「天皇皇后両陛下のフィリピン国御訪問」について、御決定をお願いいたします。本件は、フィリピン国大統領から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問願いたい旨の招請がありましたので、我が国と同国との友好親善関係に鑑み、明年1月26日から5日間の予定で、同国を公式に御訪問願うこととするものです。また、本件決定に併せ、「内閣総理大臣談話」について、御決定をお願いいたします。お手元の談話案を朗読いたします。

この度、天皇皇后両陛下におかれましては、フィリピンを国賓として御訪問なさることになりました。

我が国は、フィリピンとの間で長年にわたる緊密な友好関係を有しております。フィリピンからは、かねてより両陛下に対して御訪問の招請が寄せられてきており、本年6月に国賓として訪日されたアキノ大統領からも、改めて両陛下御訪問の招請が寄せられておりました。来年は、両国の国交正常化60周年の記念すべき年に当たり、近年はますます幅広い分野において関係を進展させております。

今回の御訪問により、両国の従来からの親密な友好親善関係が一層深まるものと確信しており、国民各位と共に喜びに堪えません。

両陛下には、御日程をつつがなくお過ごしの上、御帰国になりますよう、心からお祈り申し上げます。

次に、「公務員の給与改定に関する取扱い」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官及び河野大臣から御発言があります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、米軍人の一時的な隊舎として使用するため、青森県の「車力通信所」の一部の建物を追加提供するもの等計3件であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ドイツ国」及び「ボリビア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、平成27年度第2・四半期における「予算使用の状況」及び「国庫の状況」を国会及び国民に報告することについて、御決定をお願いいたします。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「活動火山対策特別措置法の一部改正法の施行期日令」は、同法の一部改正法の施行期日を本年12月10日とするものであり、「同法施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令」は、同法の施行に伴い、火山災害警戒地域における避難促進施設を定める等の措置を講ずるものであります。

次に、「統計法施行令の一部を改正する政令」は、学校保健統計調査の調査方法の変更に伴い、都道府県知事及び地方公共団体の教育委員会が行う調査に関する事務

の対象に幼保連携型認定こども園を追加するものであります。

次に、「外務省組織令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令」は、政府における国際テロリズム情勢に関する情報収集を含む国際テロリズム対策を強化するため、外務省大臣官房に置かれる審議官の定数を改めるとともに、内閣の機関及び外務省の職員の定員を改正するものであります。

次に、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、出入国管理及び難民認定法に関連する手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るため、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務を追加するものであります。

次に、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、新幹線鉄道開業50周年を記念するため発行する100円貨幣について、山形新幹線等の4路線分の発行枚数を定めるものであります。

次に、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日令」は、同法の独立行政法人農林漁業信用基金の運営委員会に関する規定の施行期日を平成28年2月1日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、馳文部科学大臣が、各国政府要人との会談等のため、8日から10日まで、丸川環境大臣が、気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議及び京都議定書第11回締約国会合出席等のため、明日から15日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、環境大臣丸川珠代外2名に、気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議及び京都議定書第11回締約国会合日本政府代表等を命ずることについて御決定をお願いいたします。

次に、佐藤正敏外205名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員大木浩を従三位に叙するものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をウクライナとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「経済改革開発政策借款」として、約370億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、去る8月6日に行われた人事院勧告を踏まえた公務員の給与改定に関する取扱いについて申し上げます。

本日、給与関係閣僚会議を開催して協議した結果、取扱いについて関係閣僚の意見の一致をみたところであります。

その内容については国家公務員制度担当大臣から御発言いただきます。

次に、河野大臣から2件御発言がございます。

○河野国務大臣：ただいま官房長官から御報告のあった公務員の給与改定に関する取扱いについて、その内容を御説明申し上げます。

一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告どおり改定を行う。

一般職の国家公務員の勤務時間については、人事院勧告どおり、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充する。

特別職の国家公務員の給与については、おおむね一般職の給与改定の趣旨に沿って改定を行う。

以上のとおりであり、この内容に沿ったものがお手元の閣議決定案でございます。

次に、国家公務員の雇用と年金の接続について申し上げます。

国家公務員の雇用と年金の接続については、平成28年4月から年金支給開始年齢が62歳へと引き上がることを踏まえ、平成25年3月に閣議決定した「国家公務員の雇用と年金の接続について」等に基づき、各府省の御協力も得ながら検討を行ってまいりました。

民間企業における高年齢者雇用確保措置については継続雇用制度が一般的であること、公務において再任用制度が一定程度定着してきていること、公務組織における高齢化が進展している中でその活力の維持が重要な課題となっていること等を勘案した結果、引き続き、定年退職する職員を任命権者が同閣議決定に基づき再任用することにより対応することが適当であると考えますので、各大臣におかれましては、同閣議決定に沿って、なお一層の取組をお願いいたします。

また、今後、再任用職員の増加が見込まれるところであり、人事院から再任用職員の能力及び経験の活用の在り方に関し本年8月に指摘がなされたことも踏まえ、国家公務員制度を担当する大臣として、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組んでまいります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：地方公務員の雇用と年金の接続については、再任用制度が一定程度定着してきていることから、今般の国家公務員に係る方針を踏まえ、地方公共団体に対し、地方の実情に応じ、引き続き、再任用により対応するよう要請いたします。

また、今後の地方公務員の再任用制度の運用については、国の検討を踏まえ、さらに検討してまいります。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：馳大臣及び丸川大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、島尻大臣を文部科学大臣の臨時代理に指定し、石井大臣を環境大臣の臨時代理に指定するとともに、原子力防災担当大臣の事務代理を命じます。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

加藤大臣から御発言がございます。

○加藤国務大臣：毎年12月10日から16日までは、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律に基づき、北朝鮮人権侵害問題啓発週間とされています。

北朝鮮による拉致問題については、昨年7月に北朝鮮が特別調査委員会を設置し、拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査を開始してから1年以上経過します

が、いまだ解決に向けた具体的な見通しが立っていません。安倍政権にとって、拉致問題は最重要課題であることは言うまでもありません。全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、本年の北朝鮮人権侵害問題啓発週間については、国民が一体となって、拉致被害者を「取り戻す」強い意思を北朝鮮に示す機会にしたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。

なお、拉致被害者の救出を求める国民運動のシンボルであるブルーリボンにつきまして、御着用に御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成27年
12月4日〕（金）

◎一般案件

- 資料あり
資あり
- 天皇皇后両陛下のフィリピン国御訪問について
（決定）（宮内庁・外務省）
 - 〃 ○内閣総理大臣談話（決定）（内閣官房）
 - 〃 ○公務員の給与改定に関する取扱いについて
（決定）（内閣官房・財務省）
 - 〃 ○「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」
第2条に基づく施設及び区域の共同使用及び追加
提供について（決定）（防衛省）
 - 資料なし
資なし ☆ドイツ国駐箚特命全権大使八木 毅外1名に交付
すべき信任状及び前任特命全権大使中根 猛外1
名の解任状につき認証を仰ぐことについて
（決定）（外務省）

◎国会提出案件

- 資料あり
資あり
- ☆平成27年度第2・四半期における予算使用の状
況を国会及び国民に報告することについて
（決定）（財務省）
 - 〃 ☆平成27年度第2・四半期における国庫の状況を
国会及び国民に報告することについて（決定）
（同上）

◎政 令

- 資料あり
資あり
- 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の
施行期日を定める政令（決定）（内閣府本府）
 - 〃 ○活動火山対策特別措置法施行令及び内閣府本府組
織令の一部を改正する政令（決定）（同上）

- 資料あり
資料あり
- 統計法施行令の一部を改正する政令（決定）
（総務省）
 - 〃 ○外務省組織令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令（決定）
（外務省・内閣官房）
 - 〃 ○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令
（決定）
（財務・法務省）
 - 〃 ○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（財務省）
 - 〃 ○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）
（農林水産省）

◎人 事

- 資料なし
資料あり
- ☆文部科学大臣馳 浩外1名の海外出張について
（了解）
 - 環境大臣大塚珠代（丸川珠代）外2名に気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議日本政府代表等を命ずることについて（決定）
 - 〃 ○佐藤正敏外205名の叙位又は叙勲について
（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成27年〕
〔12月4日〕 (金)

◎一般案件

資料あり

○円借款の供与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換について(決定)(外務省)

[○署名あり ☆署名なし]